

富山地域合併協議会の廃止について

平成17年4月1日から富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村を廃し、その区域をもって新たに富山市を設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、次のとおり富山地域合併協議会を廃止します。

- 1 富山地域合併協議会の廃止年月日
平成17年3月31日（木）
- 2 富山地域合併協議会の廃止に関する構成7市町村議会3月定例会における議案の議決状況

市町村議会名	議決年月日
富山市議会	平成17年3月10日（木）
大沢野町議会	平成17年3月11日（金）
大山町議会	平成17年3月11日（金）
八尾町議会	平成17年3月11日（金）
婦中町議会	平成17年3月10日（木）
山田村議会	平成17年3月 7日（月）
細入村議会	平成17年3月 9日（水）

- 3 富山地域合併協議会の廃止に関する7市町村の告示年月日
平成17年3月14日（月）
- 4 富山地域合併協議会の廃止に関する富山県知事への届出年月日
平成17年3月18日（金）